

令和3年度 第6回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年9月10日（金）午後1時30分

2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室

3. 出席委員：農業委員 8名

農地利用最適化推進委員 5名

1番 藤 平 清 子 君
2番 小 泉 治 久 君
3番 柳 生 利 幸 君
4番 浅 野 敬 司 君
5番 吉 田 和 嗣 君
6番 島 田 辰 男 君
8番 横 張 清 彦 君
10番 山 崎 久 司 君

4番 小 見 川 清 君
5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 福 岡 み つ 子 君
7番 諏 訪 原 早 苗 君
10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員 7番 長谷川義洋 君 9番 青山和泉 君

農地利用最適化推進委員

1番 渡 邊 通 君
8番 野 口 裕 司 君

2番 吉 田 一 男 君
9番 栗 山 繁 君

3番 山 崎 明 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の取消しについて

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る協議について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後1時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は１３名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、２番小泉治久委員・３番柳生利幸委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、３件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号１番、申請日８月２４日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、１筆、面積が３ａ、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から南西へ約１.１km。〇〇から北へ約８００mに位置しております。作付予定作物は粟です

整理番号２番、申請日８月２５日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、１筆、面積が４４ａ、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、〇〇から北東へ約６００mに位置している田んぼです。作付予定作物は水稻です。

整理番号３番、申請日８月２５日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、１筆、面積が９ａ、契約内容は所有権移転贈与です。申請地は〇〇から東へ約３００mに位置しております。作付予定作物はネギです。

以上３件、いずれも申請書類及び添付資料等において、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号１番を２番小泉治久委員、整理番号２番を４番浅野敬司委員、整理番号３番を３番柳生利幸委員お願いいたします。

２番： 整理番号１番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

４番： 整理番号２番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で管理が適正に行われ、周辺農地の営農への影響もありませんでした。譲受人は、地域で優良な農業者であり、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

３番： 整理番号３番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議 長： 続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、3 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号 1 番、申請日 8 月 2 4 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1 0 筆、阿見町地内の圏央道 4 車線化事業における今年度中に借地を行う全体面積 2 3 6 a のうち、許可済面積 1 1 4 a と本申請分 7 1 a の残り 5 1 a については、現時点で調整中のため翌月以降となりますのでご了承願います。

申請地につきまして、〇〇から南へ約 5.2 k m。〇〇より北東へ約 100m から東北東へ約 550m の間に位置しており、農振農用地区域内にある農地であります。事業計画は、工事用道路として 5 5 a 及び耕土・資材置場として 1 6 a を設置するもので、周辺農地への影響に細心の注意を払い施工するとのことであります。表土を剥ぎ取り 30 cm、土木シートを敷き、路体盛土し敷砂利 20 cm。仮排水路を設け、また、隣接農地との境界には畦畔を設置します。

なお、事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も了しております。不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当します。町意見書において、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れは無く、事業完了後には現況に復元することを条件に差し支えない旨の内容でありました。申請面積が 30a 以上ですので、県農業会議への諮問案件となります。

整理番号 2 番、申請日 8 月 2 5 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 2 a です。隣接する山林 1 0 a と申請地を一体的に利用する計画で、計画内容は太陽光発電設備設置、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から東へ約 1.3km、〇〇の南側に位置しており、隣地には農地が無く、第 3 種農地及び第 1 種農地にも該当しないので第 2 種農地と判断しました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

事業計画は、545W のパネルを 184 枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。なお、申請地には条件付所有権移転仮登記がされていましたが、権利の抹消登記を後日確認しております。

整理番号 3 番、申請日 8 月 2 5 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1 筆、面積が 3 a です。計画内容は自己用住宅、契約内容は所有権移転贈与です。申請地は〇〇から北西へ約 250m、〇〇から南東へ約 250m に位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平屋建て。造成計画は、現状のまま利用し、周囲は道路境界には補強コンクリート、その他は L 型擁壁を用います。用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枿を設置、汚水雑排水は浄化槽で処理後、側溝に放流します。資金調達は、自己資金と母親からの資金提供を受けて行い、他法令については、都計法第 29 条許可申請済ではありますが、申請書類の訂正指示があり、是正には至っていないとの事です。

また、申請地は土地改良組合の区域内であったので、意見書の添付を求めているところでもあります。

以上 3 件につきまして、建築を伴う案件は、県南県民センター建築指導課との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 2 番小泉治久委員、整理番号 2 番を 3 番柳生利幸委員、整理番号 3 番を 8 番横張清彦委員お願いいたします。

2 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3 番： 整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界及び土地利用計画内容からも問題なく、周辺への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響ありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

会長： 整理番号 1 番は、県への説明があるんですね。

事務局： 今回は、書面審議により執り行われるとの事で、資料を送り 9 月末に答申があります。

会長： 整理番号 3 番は、畑でなく田だったんですね。

事務局： 地目は田でした。現地調査の際に、共同施行阿見土地改良組合であることが判明し、意見書を提出することになりました。建築の方も 9 月 1 日付けで是正指導をしています。今月中には決裁がおりると思われます。

議 長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

今回は、3 件の願出がありました。整理番号 3 番につきましては、取下げの申出がありましたので削除願います。その他の主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号 1 番、申請日 8 月 23 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、面積は 0.5 a です。

整理番号 2 番、申請日 8 月 23 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、面積は 1 a です。

これら 2 件につきましては、〇〇から南西に約 900m に位置しており、互いに隣接しています。いずれも国土地理院の航空写真から、非農地になって 20 年以上が経過し、

かつ違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番及び2番を2番小泉治久委員お願いいたします。

2 番： 整理番号1番2番について報告します。現地確認の結果、いずれの願出地においても、周囲の状況からみて、その土地を農地に復元しても、継続して利用することができないと見込まれ、また、耕うん機等の機械を入れることによって、耕作が可能となる土地ではないため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の取消しについて>

議 長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の取消しについてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の取消しについて

整理番号1番、地目は畑で2筆、詳細については、お読み取りください。

本件については、今年6月10日の総会にて、利用権の承認を得て令和3年6月11日から令和8年6月10日まで5年間の設定をしました。申請書作成にあたり錯誤があったため、取消しとなりました。近隣市町村もそうですが、利用権の書類は借り手、農家さんが提出に来る事がほとんどです。総会にて承認後、利用権設定通知を両者に送付しています。貸し手から、認識していないという申し出があり、両者にお話を伺ったところ、真意がわからず、貸し手は高齢で疑問に思う部分もあり、合意解約も承諾されず、なかったこととして欲しいとの要望があり、今回、取消しとしました。

8 番： 実際に、何を作っているのですか

事 務 局： 貸し手と借り手は、今回の筆とは別に一緒にブドウを作っていました。取消しの筆はこれから耕作予定でした。借り手が指導を受け、貸し手が出来なくなった時には継承する予定で、規模の拡大のための申請でした。また、すでに耕作中の筆は、3条許可で購入を予定していましたので、5反要件を満たすためでもありました。今回、取消しとなりましたので、次の議案第5号利用権設定にて、別の土地を申請しています。

議 長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の取消しについて採決をいたします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番から6番、地目は田で3筆、23a、地目は畑で9筆、152a、面積合計175a、貸し手6名、借り手、法人1者、個人4名、賃貸借1件、使用貸借5件、新規設定2件、再設定4件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る協議について>

議長： 続いて、議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る協議についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る協議について

町長から、農業委員会会長あての文書で、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更にについて、基盤法を改正するときには、農業委員会の意見を聴取なさいという文言があるため、今回、協議となりました。

案文全体については、配布させていただきましたので、お読み取り下さい。

資料の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について、主な改正内容について、ご説明いたします。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1. (1) 利用権の設定を受けるものの備えるべき要件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号にあわせ、「(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格化法人にあっては、常時従事者たる構成員を言う。)がいること」の文言を削除しました。

通常の利用権設定で農家さんの要件として、法律上は二つ、町独自で基本構想として四つ設けています。

①農地の全部を効率的に利用すると認められる。

②その者が常時農業に従事すると認められる。

この二つが法律上で、町独自として、

③その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有することが認められる。

④青壮年の農業従事者がいること。

青壮年とは50から60歳 青壮年の農業従事者がいないと利用権を設定できないのか考えたときに、定年退職後に就農する方、農業後継者がいない高齢の農家さん、そういった方が設定出来ないということが不便で、今回、農業委員会から、担当の農業振興課へ、青壮年の農業従事者についてどうかと協議したところ、削除となりました。

(2) 利用権の設定等の内容について、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準については農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号にあわせ、「残存期間は1年以上10年以下とする。」から「残存期間は1年以上20年以下とする。」に変更しました。加えて、括弧書き「農業者年金制度関連の場合は10年」の文言を削除しました。

残存期間について、基盤法の改正により20年まで設定できるようになりましたので町の基本構想においても、法律にあわせ残存期間は1年以上20年以下に変更しました。農業者年金制度関連について、経営移譲年金の設定が旧制度で、ほとんどの方が既に再設定を終了し、10年の縛りがなくなっていますので、削除としました。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項、および全文中「農地利用集積円滑化事業」または「農地利用集積円滑化団体」の標記について

農地利用集積円滑化事業が、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）の施行により廃止され、農地中間管理事業に統合されたことにより、第5削除、および全文中「農地利用集積円滑化事業」または「農地利用集積円滑化団体」を必要に応じ「農地中間管理事業」または「農地中間管理機構」に置き換えました。

別紙2（第4の1（2）関係）

農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合の、②借賃の算定基準の注釈について『この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月13日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。』を削除しました。

借賃料をきめる基準として、国が出していた12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6の賃料の判定数値が廃止されていますので、削除となります。現在は、各農業委員会において借賃情報 販売金額等から総合的に判断してくださいとなっています。主な改正点は以上となります。

資料 議案第6号（案）として 回答案を作成しました。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る協議について（回答）

令和3年8月17日阿農振第92-2号により協議依頼のありました農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については差し支えありません。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、協議をお願いいたします。

議長：

説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

- 議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
- 事 務 局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は11件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は2件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

- 事 務 局： その他（事務連絡）
- ①現地調査及び総会の予定
- 10月現地調査 10月 8日（金）当番農委 4番浅野敬司委員
当番農委 5番吉田和嗣委員
- 10月定例総会 10月11日（月）午後3時30分から
- ②その他
- 廃棄物対策課より
廃棄物が捨てられている事案があり、農地パトロール等でお気づきの際は、廃棄物対策課までご連絡お願い致します。
- 議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後2時20分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印